

# お仕事お探しの方

## 豊田市役所で一緒に働きませんか？

豊田市では、『会計年度任用職員』として勤務していただける方の登録を随時募集しております。

※会計年度任用職員とは…期間の定めがある職員（正規職員ではありません）

メリット①

年次有給休暇  
夏季休暇  
付与  
※条件あり

こんな仕事があります

一般事務

メリット②

社会保険に  
加入  
できます！



保育師・保健師



警備員



他にも 特別な資格がなくてもできる仕事、短期単発の仕事など…いろいろあります。

### 少しでも興味のある方は…

「登録志願書」をご記入の上

南庁舎 3F 人事課 会任労務管理グループ までお越しください。 ※郵送も可能

登録志願書の提出のほか、

10～15分程度の面談にてご希望条件等の

確認を行い、登録完了といたします。

登録志願書は こちらの QR コード・  
リンク先からもダウンロードできます

[https://www.city.toyota.aichi.jp/  
shisei/saiyou/1029075/1004834.html](https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/saiyou/1029075/1004834.html)



★Web からの申請登録も可能です！  
上記 QR コード・リンク先よりアクセスできますので  
ぜひご利用ください

※Web での申請の場合、登録志願書の記入は不要です。  
また、お電話にてご希望条件等の確認をさせていただきます。

○お問い合わせ・登録窓口 … 平日 8:30 ~ 17:00

〈電話番号〉 0565-34-6876 ※会任労務管理グループ直通

〈メールアドレス〉 jinji-kaininroumukanri@city.toyota.aichi.jp

〈住所〉 〒471-8501 豊田市西町 3-60

「豊田市役所 人事課 会任労務管理グループ」



南庁舎 3F MAP

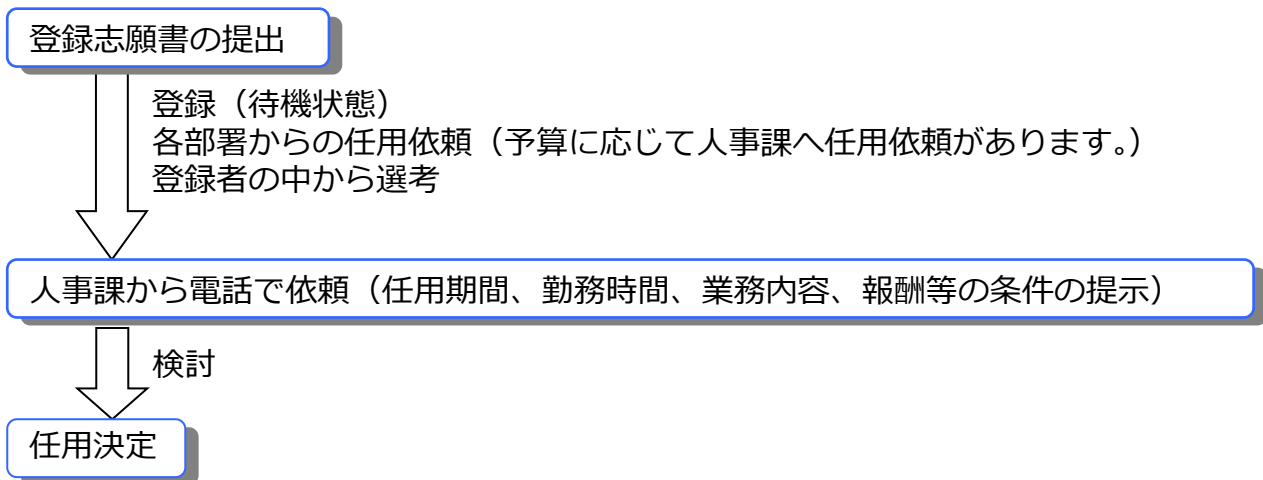
# 会計年度任用職員登録ご希望の方へ

## 登録について

豊田市の会計年度任用職員は、登録いただいた方の中から選考の上、仕事をご紹介します（登録したすべての方に仕事をご紹介しますわけではありません。）。

また、任用期間を定めた期限付きの任用となりますので、任期満了となった時点で解職されることをご承知おきください。なお、ご連絡いただければ登録は削除します。

## 任用までの流れ



## 勤務条件について

### 1 任用期間

会計年度任用職員の任期は最大1年間です。ただし、翌年度以降に再度任用される場合もあります。

### 2 有給休暇

任用期間によりますが、最大年間12日を付与します。（※年度の途中で任用・解職する場合は別に定めます。）

### 3 社会保険

勤務条件により異なりますが、週20時間以上勤務かつ月額報酬（※通勤費除く）88,000円以上の場合加入となります。

[裏面へ](#)

## 4 給与

給与の内訳は報酬、期末・勤勉手当及び通勤費相当分です。

### 報酬

①職種により単価が異なります。

例) 一般事務 時間額：1,330円

※その他の職種については、任用条件を提示する際にご案内します。

②以下の要件を満たすと、報酬加算の対象となります。

報酬加算とは、要件を満たした場合に翌年度の時間額が増額するものです。

<報酬加算の要件>

◎勤務実績が良好であること。

◎同一の仕事で、「週20時間以上かつ月額88,000円以上」の条件で、4月から翌年3月末まで引き続き在職していること。

### 期末・勤勉手当

支給基準を満たすと、期末手当の支給対象となります。

<支給基準>

◎前期：4～9月の全ての月末において「週20時間以上かつ月額88,000円以上」の条件で任用されている。

◎後期：10～3月の全ての月末において「週20時間以上かつ月額88,000円以上」の条件で任用されている。

<支給額> ※令和8年度

・期末手当…前期、後期とも1.2625月分

・勤勉手当…前期、後期とも1.0625月分 ※勤務成績により支給割合に変動があります

### 通勤費

自宅から勤務公署まで実距離2Km以上の場合、

- ・交通用具（自動車、バイク、自転車）…実距離に応じて支給
- ・公共交通機関（電車、バス）…往復運賃に通勤日数を乗じた額を支給
- ・徒歩の場合は支給できません。

<問い合わせ・連絡先>

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所人事課

TEL (0565) 34-6876 ※会任労務管理グループ直通

